

見守り 新鮮情報

第53号

身体障害者施設の入所者が「趣味の**短歌**を新聞等に**掲載**しないか」と電話で勧誘を受け、これまでに**何回も**契約し、40万円ほど払っている。現在も業者2社から**掲載料**の請求があり、1社は大手新聞への

掲載ではあるが、遠く離れた**他県の地方版**で費用は8万円。

もう1社は、チラシへ他の人の短歌と

一緒に掲載し、大手新聞4紙の**折り込み広告**として配るという契約。

この費用は1回10万円で

6回分となっているが、

本人は1回10万円分だけの

契約だと思っていたという。



施設の入所者が短歌の 新聞掲載を次々に契約

■平成20年12月 ■四国地方で



ひとこと助言

よく
検討して



見守るくん

- 自分の趣味を発表する機会を得ることは、うれしいものです。その心理につけ込んで何度も契約を迫るという手口もあります。
- 掲載方法や契約に疑問を持ったらず放置せず、早めに業者に確認しましょう。周囲の方々も頻繁に電話がかかっているかなど、注意が必要です。
- 心配な時は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。